特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
34	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和7年7月1日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 【令和5年3月31日終了】 (2)令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 【令和5年3月31日終了】 (3)令和4年度価格高騰緊急支援給付金の支給事務 【令和5年3月31日終了】 (4)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金)の支給事務【令和6年3月29日終了】 (5)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金追加給付分)の支給事務【令和6年7月31日終了】 (6)令和5年度生活応援給付金(こども加算給付金)の支給事務【令和6年10月31日終了】 (7)令和5年度生活応援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年10月31日終了】 (8)令和6年度生活応援給付金（新たな低所得世帯支援給付金）の支給事務【令和6年12月27日終了】 (9)令和6年度生活応援給付金（非課税世帯支援給付金）の支給事務
③システムの名称	各給付金システム 中間サーバー 番号連携サーバー 住民基本台帳に関する事務既存住民基本台帳システム → Acrocity標準仕様対応版 住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
各特定公的給付の支給に関する事務ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項別表第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表の第160の項、第162条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 ： 臨時特別給付金対策室 (2)令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 ： 臨時特別給付金対策室 (3)令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務 ： 臨時特別給付金対策室 (4)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金)の支給事務 ： 生活応援給付金対策室 (5)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金追加給付分)の支給事務 ： 生活応援給付金対策室 (6)令和5年度生活応援給付金(こども加算給付金)の支給事務 ： 生活応援給付金対策室 (7)令和5年度生活応援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務 ： 生活応援給付金対策室 (8)令和6年度生活応援給付金(新たな低所得世帯支援給付金)の支給事務 ： 生活応援給付金対策室 (9)令和6年度生活応援給付金(非課税世帯支援給付金)の支給事務 ： 生活応援給付金対策室
②所属長の役職名	上記(1)～(3):臨時特別給付金対策室長 上記(4)～(9):生活応援給付金対策室長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市役所 総務部 総務政策課 098-973-0606

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市役所 福祉部 福祉政策課 098-989-0203 うるま市役所 福祉部 保護課 098-979-6552 うるま市役所 福祉部 こども家庭課 098-973-4983

9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点		
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書庫等に他の書類と混ざらないよう分けて保管している。 事務手続きを進める際には、誤給付等が発生しないよう複数人でチェックを行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】		[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	給付金システムへのアクセス権限が付与された職員(委託先含む)のみが使用できるようにしている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月18日	評価書名	うるま市低所得世帯支援給付金の支給に関する事務　基礎項目評価書	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和6年6月18日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	うるま市低所得世帯支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	うるま市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和6年6月18日	Ⅰ.1.①事務の名称	うるま市低所得世帯支援給付金支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和6年6月18日	Ⅰ.1.②事務の概要	電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けた令和5年度住民税非課税世帯等への支援として、1世帯当たり3万円の給付を行う。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 (2)令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 (3)令和4年度価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 (4)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金)の支給事務【令和6年3月29日終了】 (5)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金追加給付分)の支給事務 (6)令和5年度生活応援給付金(こども加算給付金)の支給事務 (7)令和5年度生活応援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務 (8)令和6年度新たな生活応援給付金の支給事務	事後	
	Ⅰ.1.③システムの名称	低所得世帯支援給付金システム 中間サーバー 番号連携サーバー 住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム	各給付金システム 中間サーバー 番号連携サーバー 住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
	Ⅰ.2.特定個人情報ファイル名	うるま市低所得世帯支援給付金ファイル	各特定公的給付の支給に関する事務ファイル	事後	
令和6年6月18日	Ⅰ.5.①部署	福祉部福祉政策課	(1)令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務　：　臨時特別給付金対策室 (2)令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務　：　臨時特別給付金対策室 (3)令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務　：　臨時特別給付金対策室 (4)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金)の支給事務　：　生活応援給付金対策室 (5)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金追加給付分)の支給事務　：　生活応援給付金対策室 (6)令和5年度生活応援給付金(こども加算給付金)の支給事務　：　生活応援給付金対策室 (7)令和5年度生活応援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務　：　生活応援給付金対策室 (8)令和6年度新たな生活応援給付金の支給事務　：　生活応援給付金対策室	事後	
令和6年6月18日	1.5.②所属長の役職名	福祉政策課長	上記(1)～(3):臨時特別給付金対策室長 上記(4)～(8):生活応援給付金対策室長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月18日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒904-2292　沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市役所　福祉部　福祉政策課　098-989-0203	〒904-2292　沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市役所　福祉部　福祉政策課　098-989-0203 うるま市役所　福祉部　保護課　098-979-6552 うるま市役所　福祉部　こども家庭課　098-973-4983	事後	
令和6年6月18日	Ⅱ.1. いつ時点の計数か	令和5年6月26日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和6年6月18日	Ⅱ.2 いつ時点の計数か	令和5年6月26日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和6年12月25日	Ⅰ.1.②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 【令和5年3月31日終了】 (2)令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 【令和5年3月31日終了】 (3)令和4年度価格高騰緊急支援給付金の支給事務 【令和5年3月31日終了】 (4)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金)の支給事務【令和6年3月29日終了】 (5)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金追加給付分)の支給事務 (6)令和5年度生活応援給付金(こども加算給付金)の支給事務 (7)令和5年度生活応援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務 (8)令和6年度新たな生活応援給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 【令和5年3月31日終了】 (2)令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 【令和5年3月31日終了】 (3)令和4年度価格高騰緊急支援給付金の支給事務 【令和5年3月31日終了】 (4)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金)の支給事務【令和6年3月29日終了】 (5)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金追加給付分)の支給事務【令和6年7月31日終了】 (6)令和5年度生活応援給付金(こども加算給付金)の支給事務【令和6年10月31日終了】 (7)令和5年度生活応援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年10月31日終了】 (8)令和6年度新たな生活応援給付金の支給事務	事後	事業終了による変更
令和6年12月25日	Ⅰ.1.③システムの名称	各給付金システム 中間サーバー 番号連携サーバー 住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム	各給付金システム 中間サーバー 番号連携サーバー 住民基本台帳に関する事務既存住民基本台帳システム → Acrocity標準仕様対応版 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和6年12月25日	Ⅰ.3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項別表第1の101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項別表第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条	事後	
令和6年12月25日	Ⅰ.4.②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2の121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表の第160の項、第162条	事後	
令和6年12月25日	Ⅳ.11.最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 　3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 当該対策は十分か【再掲】 　十分である 判断の根拠 　給付金システムへのアクセス権限が付与された職員(委託先含む)のみが使用できるようにしている	事後	新様式における評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	Ⅰ.1.②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 【令和5年3月31日終了】 (2)令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 【令和5年3月31日終了】 (3)令和4年度価格高騰緊急支援給付金の支給事務 【令和5年3月31日終了】 (4)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金)の支給事務【令和6年3月29日終了】 (5)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金追加給付分)の支給事務【令和6年7月31日終了】 (6)令和5年度生活応援給付金(こども加算給付金)の支給事務【令和6年10月31日終了】 (7)令和5年度生活応援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年10月31日終了】 (8)令和6年度新たな生活応援給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 【令和5年3月31日終了】 (2)令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 【令和5年3月31日終了】 (3)令和4年度価格高騰緊急支援給付金の支給事務 【令和5年3月31日終了】 (4)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金)の支給事務【令和6年3月29日終了】 (5)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金追加給付分)の支給事務【令和6年7月31日終了】 (6)令和5年度生活応援給付金(こども加算給付金)の支給事務【令和6年10月31日終了】 (7)令和5年度生活応援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年10月31日終了】 (8)令和6年度生活応援給付金（新たな低所得世帯支援給付金）の支給事務【令和6年12月27日終了】 (9)令和6年度生活応援給付金（非課税世帯支援給付金）の支給事務	事後	
令和7年7月1日	Ⅰ.5.①部署	(1)令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 ： 臨時特別給付金対策室 (2)令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 ： 臨時特別給付金対策室 (3)令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務 ： 臨時特別給付金対策室 (4)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金)の支給事務 ： 生活応援給付金対策室 (5)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金追加給付分)の支給事務 ： 生活応援給付金対策室 (6)令和5年度生活応援給付金(こども加算給付金)の支給事務 ： 生活応援給付金対策室 (7)令和5年度生活応援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務 ： 生活応援給付金対策室 (8)令和6年度新たな生活応援給付金の支給事務 ： 生活応援給付金対策室	(1)令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 ： 臨時特別給付金対策室 (2)令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 ： 臨時特別給付金対策室 (3)令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務 ： 臨時特別給付金対策室 (4)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金)の支給事務 ： 生活応援給付金対策室 (5)令和5年度生活応援給付金(低所得世帯支援給付金追加給付分)の支給事務 ： 生活応援給付金対策室 (6)令和5年度生活応援給付金(こども加算給付金)の支給事務 ： 生活応援給付金対策室 (7)令和5年度生活応援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務 ： 生活応援給付金対策室 (8)令和6年度生活応援給付金（新たな低所得世帯支援給付金）の支給事務 ： 生活応援給付金対策室 (9)令和6年度生活応援給付金（非課税世帯支援給付金）の支給事務 ： 生活応援給付金対策室	事後	
令和7年7月1日	1.5.②所属長の役職名	上記(1)～(3):臨時特別給付金対策室長 上記(4)～(8):生活応援給付金対策室長	上記(1)～(3):臨時特別給付金対策室長 上記(4)～(9):生活応援給付金対策室長	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ.1. いつ時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ.2 いつ時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和7年7月1日時点	事後	